

役員等費用弁償及び報酬規程

88

88

社会福祉法人あけぼの福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- (2) 常勤役員等（原則として週4日以上当法人へ出勤する役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 非常勤役員等（常勤役員等以外の役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の総額)

第3条 当法人定款第21条に規定する評議員会において別に定める総額は2,000,000円とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表に定める額を除き支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬は、会議に出席等した都度、支給する。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月24日（平成28年度に関する定時評議員会で承認された日）より施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日より施行する。

別表（役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※ 決議の省略を行ったため、評議員会を現実には開催しなかった場合は支給しない。

（２）理事長

	日額
理事会等会議への出席※	10,000円
上記の他、職務を遂行するため出勤した場合	10,000円
理事会等会議開催日に会議への出席に加えて他にも職務を遂行した場合	15,000円

※ 決議の省略を行ったため、理事会を現実には開催しなかった場合は支給しない。

（３）理事（理事長を除く）

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※ 決議の省略を行ったため、理事会を現実には開催しなかった場合は支給しない。

（４）監事

	日額
理事会等会議、監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※ 決議の省略を行ったため、理事会を現実には開催しなかった場合は支給しない。